

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

〇

福島県報

目次

条 例

○福島県税条例の一部を改正する条例

条 例

福島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県条例第八十二号

福島県税条例の一部を改正する条例

福島県税条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第六十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、前二項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合においては、別に納期を指定することができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の福島県税条例第六十三条の規定は、平成二十三年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十二年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(税 務 課)